

令和6年度 随意契約の公表(下水道部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの随意契約
【下水道部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道経営企画課	八尾市下水道事業財務会計システム保守業務	令和6年4月1日	扶桑電通(株)関西支店	大阪市中央区備後町二丁目6-8	814,000	当該業者が構築したシステムであり、システムの運用保守については当該業者でしか行えないものであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当)
下水道経営企画課	令和6年度下水道出前講座に係る業務	令和6年4月24日	アクティオ(株)大阪支店	大阪市淀川区木川東四丁目8-4	2,390,658	下水道広報関連施設における運營業務の実績を複数件有しており、なおかつ下水道出前講座の業務実績があることから、下水道事業をとりまく現状や課題を把握したうえで、それらを踏まえた業務を実施できる唯一の事業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当)
下水道管理課	令和6年度公共下水道施設維持業務(単価契約)(第1四半期)	令和6年4月1日	大阪・下水道メンテナンス事業協同組合	大阪市東淀川区東中島一丁目18-27	3,202,177	公共下水道施設は、異状等があれば、市民の日常生活に支障をきたす恐れがあり、早急に清掃を実施し、豪雨や災害時には同時に複数の現場を処理する必要がある。実施に必要な資機材、人員、実績を有し、大阪府下で唯一、官公庁から受注した契約を、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備された官公需適格組合であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道管理課	令和6年度公共下水道施設維持業務(単価契約)(第2四半期)	令和6年7月1日	大阪・下水道メンテナンス事業協同組合	大阪市東淀川区東中島一丁目18-27	14,577,959	公共下水道施設は、異状等があれば、市民の日常生活に支障をきたす恐れがあり、早急に清掃を実施し、豪雨や災害時には同時に複数の現場を処理する必要がある。実施に必要な資機材、人員、実績を有し、大阪府下で唯一、官公庁から受注した契約を、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備された官公需適格組合であるため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
下水道管理課	令和6年度八尾市下水処理水送水施設管理業務(市役所周辺地区)	令和6年4月1日	東洋メンテナンス(株)	東大阪市本庄西一丁目10-24	2,321,000	大阪府東部流域下水道事務所ならびに処理場運転管理受託者と速やかに調整を行うことが必要であり、大阪府の下水処理水供給に関する事業(処理運転管理)と当該事業とは密接不可分な関係となっているため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号)
下水道管理課	八尾市下水道サーバ機器保守業務	令和6年4月1日	アジア航測(株)大阪支店	大阪市北区天満橋一丁目8-30	825,000	現在運用している下水道台帳管理システムのサーバ機器の保守が終了し、導入業者との契約以外に方法がないため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
下水道管理課	八尾市下水道台帳管理システム保守業務	令和6年4月1日	アジア航測(株)大阪支店	大阪市北区天満橋一丁目8-30	742,500	下水道台帳管理システムの構造及びデータ形式を根幹から熟知し、確実な保守業務を行うことができ、かつ不測の事態が生じた際に即時対応する必要があるため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道管理課	事業場排水規制等補助業務	令和6年4月10日	(一財)都市技術センター	大阪府中央区船場中央二丁目2-5-206	2,405,700	法令に基づいた水質規制業務に精通するとともに、広範な業種の排水処理設備に関する技術指導が可能であるため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当)
下水道管理課	令和6年度八尾市下水道台帳管理システム更新業務	令和6年5月27日	アジア航測(株)大阪支店	大阪府北区天満橋一丁目8-30	18,829,800	現在運用している下水道台帳管理システムのデータ仕様は著作権上公開されておらず、他社での作成は困難であることから競争入札に適さないため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
下水道整備課	八尾市公共事業設計積算システム単価改定業務	令和6年6月10日	富士通Japan(株)関西公共第二ビジネス部	大阪府中央区城見二丁目2-6	1,870,000円	当該システムは、同社開発システムであり、他事業者では対応が不可能なため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当)
下水道整備課	令和6年度下水道計画支援システム改修業務	令和6年6月24日	アジア航測(株)大阪支店	大阪府北区天満橋一丁目8-30	8,734,000円	本業務は、同社開発システムに機能を追加するものであり、他事業者では対応が不可能なため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当)